



平和行動 in 沖縄に連合長崎から14人が参加

沖縄の「慰霊の日」である6月23日(日)から25日(火)の3日間「平和行動in沖縄」が開催され、連合長崎からは川内副会長を団長に総勢14人が参加しました。

1日目は「那覇文化芸術劇場なはーと」において平和オキナワ集会が開催され、全国から900名の参加がありました。集会では、「再考・日米地位協定」と題して沖縄国際大学・大学院の前泊博盛教授の講演がありました。講演では「異次元の軍拡と自衛隊の沖縄配備強化」「自衛隊の役割」「米軍再編と日米安保の変貌」「日米地位協定と日本の主権」など、沖縄そして日本が抱える様々な問題についてお話しいただき、早急な日米地位協定の抜本的見直しをはかることの重要性を改めて感じた講演でした。

その後開催された平和式典では、沖縄戦で亡くなったすべての人々に哀悼の意を捧げ、国民が安心して暮らせるよう「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」を強く求め、今後も粘り強く平和運動を推進していこうという平和アピールが採択されました。

2日目は、「嘉数高台」「旧海軍司令部壕」「ひめゆりの

塔／資料館」「鎮魂の塔」「平和祈念公園／資料館」など大戦時、唯一地上戦が行われた沖縄戦の戦跡を辿るフィールドワークに参加しました。

大戦の中で、たくさんの民間人が犠牲になった沖縄。大戦で尊い犠牲を払い、現在もなお米軍基地の約7割が集中しているという現状を学び、今後も粘り強く平和を訴えていこうと参加者それぞれが感じることが出来た2日間でした。

この沖縄から戦後79年目の連合の平和行動はスタートしました。広島・長崎・根室へと引継ぎ、「平和の大切さ・尊さ」の思いをたくさんの人々に伝えていきたいと思います。



フィールドワーク

アジア・アフリカ支援米活動！ 各地協会の田植え今年も始まる！

今年も各地区でのアジア・アフリカ支援米活動がスタートしました。毎年8つの地協・ブロックにご協力いただいています。今年は雨天等の様々な影響により県内6地協において、構成組織組合員さんのご協力をいただきながら、田植えを実施をいたしました。収穫は秋ごろを予定しています。

収穫したお米はアジア・アフリカ(カンボジア、マリ)に送るほか、長崎県内の子ども食堂やフードバンクにも寄付し、様々な支援に役立てていただく予定です。

今年度も田植え・稲刈り、そして発送まで、皆様のご協力をよろしくお願いします。



佐世保地区



諫早地区



北松地区



島原地区



壱岐地区



対馬地区

平和の泉清掃

7月20日(土)、平和の泉の清掃を実施しました。暑い中の行動となりましたが、組合員の家族も含め例年よりも多い約130名の方々にご参加いただきました。

平和の泉は、1969年、KAKKIN(旧：核禁会議)の呼びかけによる国民カンパにより建設し、長崎市に寄贈しました。清掃は、以前はKAKKINが実施していたものを、1999年より連合長崎が引き継いで毎年実施しており、今年で26回目となりました。

参加者は、79年前の悲慘な状況に想いを馳せながら、平和の願いを込め、デッキブラシやたわしを使い、平和の泉の中のコケなどの汚れを落とし

ました。また、泉の中に投げ入れられたお金も拾い集めました。このお金は、きれいに洗い流し、後日原爆資料館へ納めています。



今年の長崎県の最低賃金を決定する議論がスタート!

春季生活闘争の流れを最低賃金へ

今次春闘では、連合長崎全体で1万4617円(5.06%)、地場組合でも1万2282円(5.18%)という連合長崎結成以来最高の賃上げ(率)を記録しました。各組合の粘り強い交渉の結果であり、喜ぶべき賃上げのはずです。しかし、依然として賃上げを上回る物価上昇で実質賃金はマイナスを続けており、「楽になった」実感はありません。

多少なりとも労働組合に入っている私たちの周りでは、「賃金が上がった」という声を耳にします。しかし、親類や家族、友達にまで賃上げが拡がっているのでしょうか。労働組合が無い職場では「賃上げ」など無いというのが中小企業の多い長崎県の現状と言わざるを得ず、人口流出という課題を抱え、人材確保が困難な状況に直面する長崎県の経済の好循環のためには、全体の所得向上、すなわち最低賃金の大幅な改定による底上げが必要不可欠です。

○最低賃金とは？

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度で「最低賃金法」という法律で決められています。最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていなかった場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、罰則が適用されます。

○最低賃金は都道府県ごとに決めている！

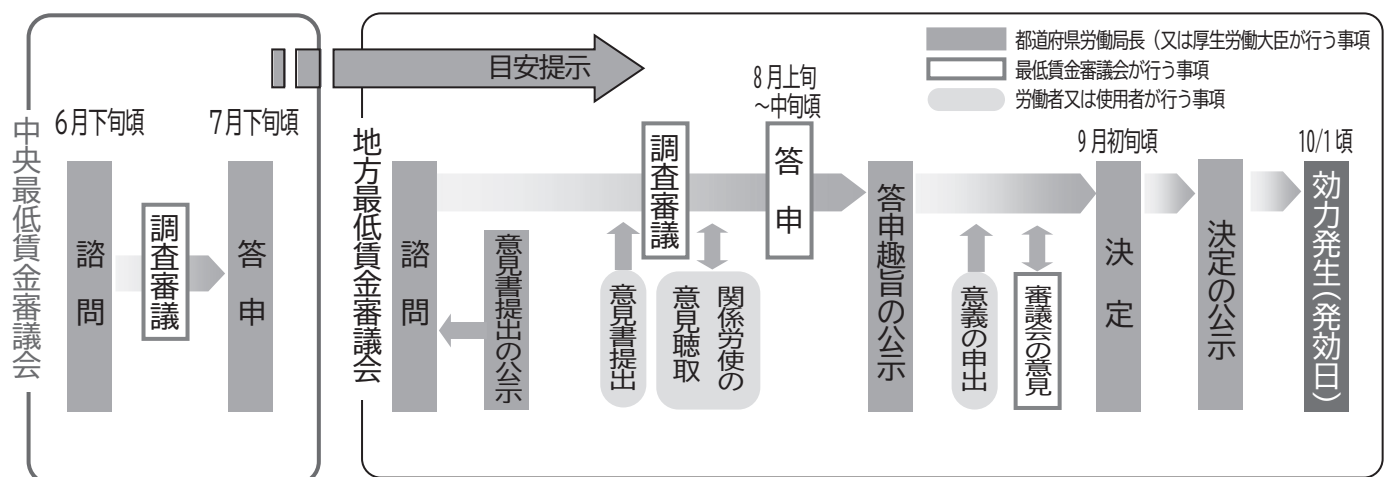
最低賃金は、都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と、特定の産業ごとに定められている「特定最低賃金」の2種類あります。皆さんが「最低賃金」と聞いてイメージするのは、「地域別最低賃金」だと思います。

「地域別最低賃金」は、都道府県ごとに定められて

おり、その都道府県で働くすべての労働者に適用されます。「地域別最低賃金」は、正規雇用はもとより、パートやアルバイト、臨時・嘱託といった雇用形態や呼称に関係なく、また、外国人労働者も含め国籍や年齢、性別にかかわらず、すべての労働者に適用されます。なお、使用者が「地域別最低賃金」を下回る賃金しか支払わなかった場合、使用者には上限50万円の罰金が課されます。

○最低賃金の決定プロセス

「地域別最低賃金」は、全国すべての都道府県で設定されていて、基本的には毎年改定されます。各県における審議の前に、中央最低賃金審議会(中賃)において、全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示します。地方最低賃金審議会ではこの目安を参考に地域の事情を踏まえて改定額の詰め審議が行われます。



地域別最低賃金額改定手続き 図1

昨年の隣県佐賀県の審議を参考に・・・

昨年の最低賃金改定は、45円引き上げで898円へ改正されましたが、九州内Cランクで特徴的だったのが、隣県である佐賀県が900円へ改定された点です。確かに佐賀県は全国的にも最後に改定されたこともあり、他県の引き上げ額を見ながら決定に至った点もあるかもしれませんが、昨年の佐賀県の引き上げ要因として県知事名による最低賃金審議会への意見書提出が挙げられます。

これは、全国的に県の産業労働部から部長名で出されることは多くみられ、本県でも毎年提出されています。しかし、本県の昨年の意見書は担当課の課長名で出されており、極めて消極的なものとなっていました。対して、昨年の佐賀県は最低賃金の引き上げに向けた県独自の支援制度とセットで知事名の意見書が出されたことも、900円実現の後押しになったということでした。

県議会へ陳情、改革21との連携で実現

前述の佐賀県を参考に、今年は知事名での意見書提出実現に向けて、県議会へ陳情を行いました。私たちが推薦する議員団で作る超党派の県議会会派「改革21」の議員とも連携した結果、今回、長崎県知事名での最低賃金審議会への意見書提出が実現しました。

昨年、全国単独最下位となっている岩手県については、知事が汚名返上に向けて躍起になっているとのことですので、本県も他人ごとではなく、今回の知事名での意見書も最大限活用し、1000円への早期到達を実現したいと考えています。最後に尽力いただいた改革21の議員の皆さんには改めて感謝申し上げます。

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之 様

本県の最低賃金について

本県は離島・半島地域を多く有し、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進み、労働力不足や地域経済の縮小などの影響が懸念されるなか、西九州新幹線の開業や民間によるスタジアムシティブプロジェクトなど、まちの佇まいが大きく変わるプロジェクトが進展するとともに、半導体や航空機、海洋関連産業等の成長分野における需要拡大など、産業構造においても大きな変革の時期を迎えています。

このような本県のポテンシャルを活かし、県民の皆様が本県への誇りや未来への期待感を抱きながら、大きな夢を描いていただける「新しい長崎県づくり」に取り組んでいます。

本県は中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、しっかりと人材を確保していくため、また、物価上昇等、生活を守る観点からも賃金引上げが重要であると考えております。

令和5年度の本県の最低賃金は、前年度から45円引上げられ898円となっております。引上げ額は全国5位の高い水準ですが、改定後の最低賃金額は依然として全国平均と106円の格差がございます。

持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上を図るとともに、その成果を働く人の処遇改善という形で分配し、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を進めていくことが重要であります。

このため、県では生産性向上や業務効率化のための設備投資やデジタル人材の育成に対する支援の他、経営多角化や業態転換など事業再構築に向けた取組などについての支援を行っております。

また、賃上げ機運の醸成などを図るため、昨年6月、県内経済団体など13団体で「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を締結した結果、望ましい取引慣行の遵守などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行う企業は大幅に増加しており、価格転嫁の機運は一定高まってきていると認識しております。

さらに本年6月には全国初の取組として、価格交渉に向けた具体的な行動を促すため、県内の価格転嫁に係る相談・支援業務を担う関係機関と県で「価格転嫁の相談・支援の強化に関する連携協定」を締結し、中小・小規模事業者の賃上げ実現のための支援体制を強化しております。

つきましては、本県の賃金水準の現状や地域経済活性化に向けた本県の取組等をご案内いただき、最低賃金の改正に向け、十分なご議論を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月22日



長崎県知事

大石 賢吾



R&PV